

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 五十五（略）</p> <p>五十六 一・三・五・七・テトラアザトリシクロ「三・三・一・^{三・七}」 <small>三・七</small>デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）</p>	<p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 五十五（略）</p>